

うるま市告示第164号

うるま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月30日

うるま市長 中村 正人

うるま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

うるま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成22年うるま市告示第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（費用の請求） 第8条 業者は、用具の給付に必要な経費から、申請者が直接業者に支払った額を控除して得た額を所長に請求するものとする。ただし、用具の給付に必要な経費の上限は、<u>沖縄県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金交付要綱（平成18年4月4日制定）別表に掲げる基準額（以下「基準額」という。）</u>とする。 （再給付の制限） 第9条 [略] 2 前項本文の規定にかかわらず、紫外線カットクリーム、ストーマ装具（消化器系及び尿路系）、人工鼻及びチューブ型包帯は、1会計年度に基準額を上限として給付できるものとする。 （様式） 第12条 この告示に規定する小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書等の様式は、<u>うるま市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成21年うるま市告示第44号）に準ずるものとする。</u>	（費用の請求） 第8条 業者は、用具の給付に必要な経費から、申請者が直接業者に支払った額を控除して得た額を所長に請求するものとする。ただし、用具の給付に必要な経費の上限は、<u>沖縄県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金交付要綱</u>に掲げる基準額とする。 （再給付の制限） 第9条 [略] （様式） 第12条 この告示に規定する小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書等の様式は、<u>うるま市障害者日常生活用具給付事業実施要綱（うるま市告示第44号）に準じて別に定めるものとする。</u>
備考 1 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 2 表中の〔 〕の記載は注記である。	

別表に次のように加える。

チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの	
---------	---	----------------	--

別表中「※紫外線カットクリーム、ストーマ装具（消化器系及び尿路系）、人工鼻は、1 会計年度に基準額を上限として給付する。」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和 8 年 9 月 3 0 日から施行し、改正後のうるま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（施行日前の購入に関する経過措置）

- 2 所長は、第 5 条から第 8 条までの規定にかかわらず、令和 8 年 4 月 1 日からこの告示の施行日の前日までに別表に規定するチューブ型包帯を購入した者に対し、用具の購入費から申請者の負担能力に応じて算出した自己負担額を控除した額を支給することができる。